

委任状における注意事項

1. この制度を利用するには本人からの申請が必要です。
やむを得ない理由がある場合のみ委任状での代理申請となります。
2. 委任状は委任する本人が自筆にて全て記入し、押印してください。
代理人が記入するところはありません。
委任者本人が記入していない場合、又はその疑義がある場合は、委任状として認められませんので、お断りすることがあります。
※手が不自由などの理由があり、自書できない場合は、事前にお問い合わせください。
3. 印鑑は朱肉を使用すること。
4. 黒のボールペン又はサインペンにてご記入ください。
5. 登録事項欄の住所・本籍地の記載が相違している場合は、ご本人様に確認させていただきます。
連絡先の電話番号は、必ず、ご本人様に繋がる番号でお願いいたします。
6. 委任状と代理人の本人確認書類は必ず必要となりますのでお持ちください。
(本人確認資料…運転免許証、パスポート、個人番号カード等)